

入 札 条 件

1 入札額について

入札書には、次のことを記載するものとする。

- (1) 2に示す種別ごとに稼働時間1時間当たりの単価
- (2) (1)の額に見込時間数を乗じた額
- (3) 各種別の(2)の額を合計した額（総価）

（注：入札説明書に添付した入札書書式例を参照すること。）

2 業務種別

種 別
トラクタショベル
作業員
トラック（運搬排雪用）

（参考）1時間当たりの単価

「1時間当たりの単価」とは、次の時間帯の平均の単価とする。

①昼間 午前8時から午後5時

②夜間 午後8時から午前5時

③昼間時間外及び夜間時間外 午後5時から午後8時、午前5時から午前8時

<計算式>

「1時間当たりの単価」＝（①×9＋②×9＋③×6）÷24

3 落札者の決定について

稼働時間1時間当たりの単価をすべて会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総価が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 契約額について

- (1) 各業務の1時間当たりの単価契約とする。
- (2) 契約額は落札した入札単価に消費税相当額を加算して得た額とする。
- (3) 上記(2)で算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。